

○道路交通法施行令第 27 条、第 39 条第 2 項及び第 39 条の 2 に規定する掲示板を
定める告示（昭和 42 年 10 月 24 日公委告示第 21 号）

〔沿革〕 昭和 54 年 2 月公委告示第 10 号、平成 6 年 9 月第 74 号改正

道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 27 条、第 39 条第 2 項及び第 39 条の 2 に
規定する公安委員会の掲示板は、奈良県庁前掲示場とする。